

## <森づくり担い手育成塾>

### 『専攻科生 嶺北・製材2社で研修！』

今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、塾の開講が遅れましたが、対策を取りながら、何とか月1回程度のペースで塾を実施してきました。コロナ禍の収束はまだまだ先となりそうですが、来年も梶原の森づくりを担う塾生の学びの場をつくっていききたいと思います。

今年は最後に、塾生と事務局を担う町職員の感想レポートを紹介させていただきます。新年も地域の方の支援を受けながら、塾を実施していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(塾長：笹岡)

### ＝ 塾生の感想 ＝

#### ○嶺北の製材所を視察

塾生：中越康太（梶原町森林組合）

嶺北林材協同組合（大豊町）は年間の原木製材量は約2万m<sup>3</sup>。主力製品は柱・梁ではなく、間柱や筋交いが8割で、四国島外に7割を出荷。

同組合はリーマンショックにより、一時経営困難に。それを現場で経験した若い坂本一氏（38）が代表理事となって立て直した。木くずボイラーの導入で経費を大幅削減し、製品を限定して生産性を向上させ、経営を軌道に乗せたそうだ。「従業員と金融機関などの協力があり、乗り越えられた」との話し、経営者の気持ちが伝わって来た。

レイホク木材工業協同組合（本山町）は、梶原の価値創造工場と同様、邸別物件や卸売市場への出荷販売を行う。年間の製材量は梶原の2.5倍・約1万5千m<sup>3</sup>。8mを越す長尺材も製材可能なラインを持つなど、製造できない製品はないのが強みと感じた。しかし、野村哲志代表理事は「まだまだ国産材の認知度が低く、外材に押されているのが現状」と嘆く。

2社の視察を通じて、働いている人を大切に思う気持ち、設備や機械の思い切った導入、そして努力。見習うべきところは沢山あった。

野村代表の言う「10年後にはもっと国産材が見直され、それを供給する製材所が注目されるようになる（なって欲しい）」という気持ちを信じ、一層努力しよう。そのために様々な観点からの意見を聞き、協力を仰ぎながら頑張っていこうと思った。



△意見を交わす坂本代表（左）と塾生の中越さん

### ＝ 事務局職員の感想 ＝

#### ○林業・木材産業の現場を見学して

事務局：藤木俊行（森林の文化創造推進課）

私は、森づくり担い手育成塾の事務局として、今年から塾生の皆さんと一緒に、林業や木材産業の様々な現場を見学しています。印象的だった見学先として、まず中村市森林組合が思い浮かびます。現在では珍しく、ベテラン職員が新人職員を付きっきりで育てる方針を取られています。就職して数年で辞める職員はおらず、また毎年新規職員を採用していることから、人材育成に成功していると評価できます。中村市森林組合として、特段新しい取組はしていないとのことでしたが、組合長の組織活性化に向けた高い志や参事の職員に対する愛情深い性格が、若い職員を引き付けているのではないかと感じました。

また、製材を営む有限会社関西木材建設の新たなチャレンジには驚きました。コロナ禍で多くの製材所が規模縮小を行っている中、関係者と調整しながら進めてきた大型製材工場の建設を中止せず、着実に進めていく決断をされました。決断に当たって、様々な資料収集や分析を行ってきたと思いますが、ピンチをチャンスと考えて挑戦していく代表取締役の姿勢に感心させられました。

塾生の参加姿勢も、最初は受け身でしたが、徐々に積極的に質問するようになってきました。きっかけは、HARDWOOD株式会社の方を講師に迎え開催されたツリークライミング研修会への参加です。見聞きするだけでなく、実際に身体を動かして技術を学ぶこともあり、塾生同士、時には、塾生OBと教え合いながら、互いの技術を高め合っていました。講師との意見交換も活発になり、塾生の真剣なまなざしを見る機会も増えてきました。その様子を見て、将来の森づくりを担う森林技術者が互いに交流し、技術を高め合う場を増やしていくことが行政の役割ではないかと私自身が思うようになりました。

さまざまな現場を見学する中で、各々の事業者が工夫しながら事業を展開されていることがよく分かりました。さらに事業者間で連携や協力を深めることで、新たな工夫が生まれ、一層事業が発展していくのではないかと感じました。そして、これら川上から川中、川下までの事業者をつなぐ役割が行政にあり、私の課題として今後取り組んでいきたいと考えています。



△塾生（左）に丁寧に教える塾生OB



△講師（左上）の技を真剣なまなざしで見つめる塾生達

【発行：ゆすはら産業担い手育成塾（森林の文化創造推進課内）】

募集

栲原町職員採用試験

## 令和2年度梶原町職員採用試験案内

梶原町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 採用予定年月日 令和3年4月1日

### 2. 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務	若干名	1. 昭和56年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に定める高等学校卒業以上又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務 (梶原高校出身 特別枠)		1. 平成27年3月以降に高知県立梶原高等学校を卒業した人 2. 将来、梶原町の伝統、文化を引き継ぐ者として、自己研鑽に努めることができる人
理学療法士	若干名	1. 昭和46年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士の資格を有する人

※上記の受験資格を有する者であっても、次のいずれかの一つに該当する者は受験できません。(地方公務員法第16条に定める欠格条項)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験

#### (1) 第1次試験

試験区分	試験科目	試験日	時間	場所
一般事務	基礎能力検査 事務能力検査 パーソナリティ検査 ケーススタディ試験	令和3年 1月31日 (日)	9時50分 ～ 15時00分	梶原町 総合庁舎
	一般事務 (梶原高校出身 特別枠)		事務能力検査 パーソナリティ検査 ケーススタディ試験	
理学療法士	論文試験 面接試験	令和3年 2月21日 (日)	10時00分 ～ 13時00分	

梶原町の試験は、SCOA総合適性検査を使用します。(詳細は、p.2に記載)

#### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、別途指定する日時・場所で行います。  
(2月中旬の予定)

### 4. 受付期間及び時間

令和2年12月21日(月)から令和3年1月20日(水)【※必着】  
上記期間の土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

### 5. 申込必要書類

- ① 梶原町職員採用試験申込書(顔写真貼付、自筆押印すること)
- ② 最終学歴の成績証明書
- ③ 受験票送付のための返信用封筒(長形3号23.5cm×12cmに送付先の郵便番号、住所、氏名をご記入ください。切手不要)  
※上記①～③をすべて揃えて提出してください。なお、郵便による受験申込の場合は、簡易書留にて行ってください。

#### 【梶原町職員採用試験申込書】

梶原町役場総務課に備えてあります。また、梶原町役場ホームページよりダウンロードできます。

郵便による申込書請求の場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(長形3号)に送付先の郵便番号、住所、氏名を記し、84円切手を貼ったものを同封してください。

### 6. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則として令和3年4月1日から梶原町職員として採用されます。
- (2) 給与は、梶原町職員の給与規定により支給されます。

### 7. お問い合わせ・お申し込み先

〒785-0695 高知県高岡郡梶原町梶原1444-1  
梶原町役場 総務課 総務危機管理係(担当:立道)  
電話:0889-65-1111

#### ～SCOA総合適性検査とは～

一人ひとりの個性を理解し、持ち味を多面的に評価する検査で、基本的な知的能力から、持って生まれた気質や経験などによって培われた性格特徴や意欲・態度、そして実社会における実務的能力まで、総合的に判断します。今までのような公務員試験対策は必要ありません。

資質	検査項目	検査内容	評価ポイント
能力	マークシート	基礎能力検査(60分)	先見性と、公務員に不可欠な学習力。その両方を測定する検査。
		事務能力検査(50分)	注意力や記憶力、瞬時の判断力などから、日常業務遂行の基本となる“より早く、より正確に”業務処理を行う能力を測定する検査。
	パーソナリティ検査(35分)	先天的な「気質」、現在の「性格」、将来的な「意欲、態度」の3つの側面から個人の持ち味を検査。	
記述式	ケーススタディ試験(60分)	過去の経験や今後への意欲をみる論作文と違い、課題解決の能力を評価。	

# 水害被害

(風水害・土砂災害)

内閣府 (防災) からの  
重要なお知らせ

水害・地震から我が家を守る

保険・共済加入のすすめ



協力：金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、  
(一社)日本損害保険協会、(一社)外国損害保険協会、(一社)日本共済協会

(表紙写真(上)) 広島土砂災害(平成26年8月) 関東・東北豪雨(平成27年9月・茨城県常総市) 国土交通省撮影、熊本地震(平成28年4月)



# 水害被害

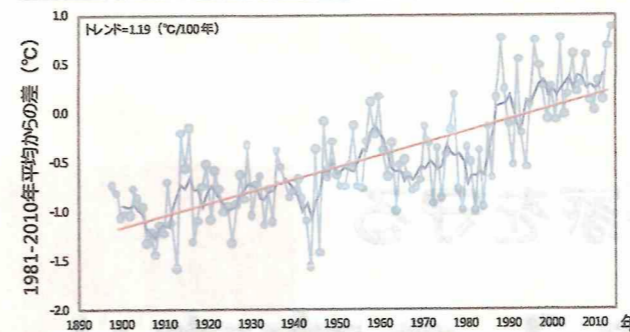
(風水害・土砂災害)

「前例のない」  
水害が発生!

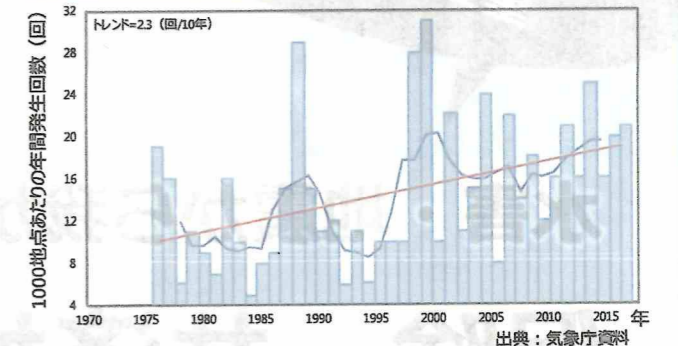
日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇しています。また、猛烈な雨(1時間降水量80mm以上の雨)の年間発生回数も、増加しています。地球温暖化の進行に伴って、大雨や短時間に降る強い雨の頻度はさらに増加すると予測されており、台風や豪雨による風水害・土砂災害発生リスクが高まっています。

## 日本の気候変動と増加する豪雨

◆日本の年平均気温偏差



◆【アメダス】1時間降水量80mm以上の年間発生回数



## 最近の主な水害・土砂災害

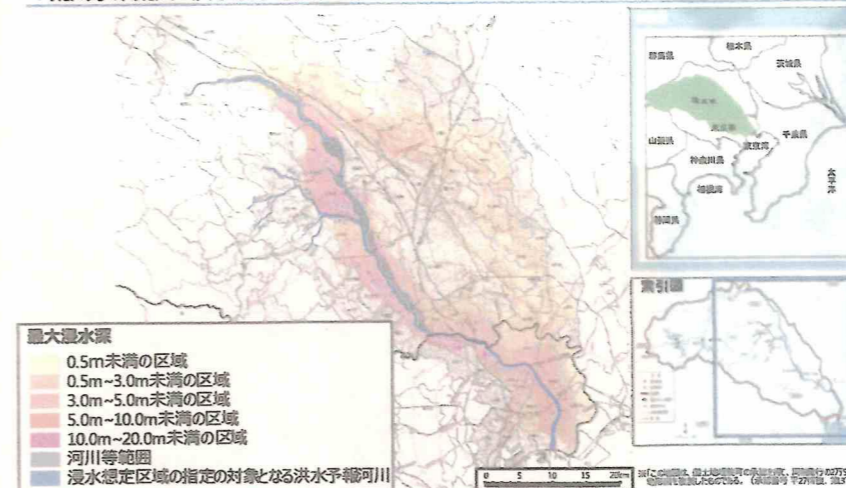
- 平成26年 7月 6日～7月11日 平成26年台風第8号  
7月30日～8月11日 平成26年台風第12号及び第11号  
8月15日～8月26日 平成26年8月15日からの大雨等  
8月20日 平成26年(2014年)8月豪雨(広島土砂災害)
- 平成27年 7月16日～7月18日 平成27年台風第11号  
8月22日～8月26日 平成27年台風第15号  
9月 9日～9月11日 平成27年9月関東・東北豪雨  
9月27日～9月28日 平成27年台風第21号
- 平成28年 6月20日～6月21日 平成28年6月20日からの西日本の大雨  
8月16日～8月31日 平成28年台風第7号、第11号、第9号及び第10号  
9月 1日～9月 5日 平成28年台風第12号  
9月 6日～9月 7日 平成28年台風第13号  
9月16日～9月21日 平成28年台風第16号  
9月30日～10月 5日 平成28年台風第18号

8月19日から20日にかけて、**広島市**で1時間降水量101mmという猛烈な雨。安佐南区などでは土砂災害が発生し、死者77人、**住家全壊179棟**を出す被害となりました。

台風・前線の影響で、西日本～北日本の広い範囲で大雨となり、**茨城県常総市**では、鬼怒川の堤防が決壊。常総市の面積の約3分の1にあたる約40km<sup>2</sup>が浸水する被害が生じるなど、**2万棟近く**の住家が被害を受けました。

8月30日、台風第10号が**岩手県**に上陸。台風が東北太平洋側に直接上陸したのは、気象庁が統計を開始して以来初めてでした。岩手県岩泉町では、小本川が氾濫し、グループホームに水が流れ込むなど、東北・北海道の各地で死者・行方不明者27人、**500棟を超える住家全壊**を出す被害が発生しました。

◆荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



首都地域でも水害により甚大な被害が発生することが推定されており、荒川や利根川が氾濫すれば、広範囲での住宅の浸水被害が予想されています。

左の図は、荒川流域に632mm/72時間の雨が降った時に、荒川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)で、浸水が想定される区域の面積は約**966km<sup>2</sup>**となります。

出典：国土交通省関東地方整備局



# 地震災害

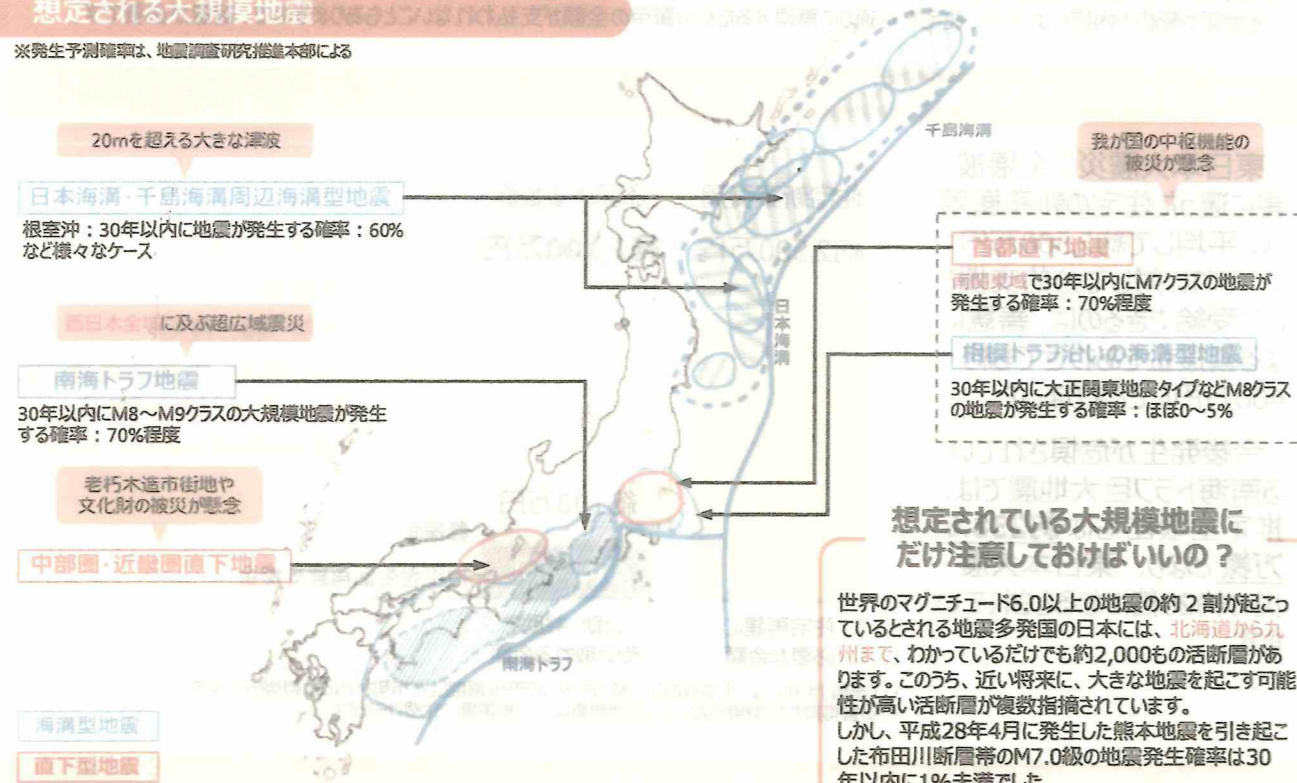
高い確率で発生が  
予想されている大地震！  
30年以内の発生確率が1%未満でも  
発生した熊本地震  
(布田川断層帯・日奈久断層帯)



近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震には、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震があります。  
中でも、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震と、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。

## 想定される大規模地震

※発生予測確率は、地震調査研究推進本部による



## 想定されている大規模地震にだけ注意しておけばいいの？

世界のマグニチュード6.0以上の地震の約2割が起こっているとされる地震多発国の日本には、北海道から九州まで、わかっているだけでも約2,000もの活断層があります。このうち、近い将来に、大きな地震を起こす可能性が高い活断層が複数指摘されています。  
しかし、平成28年4月に発生した熊本地震を引き起こした布田川断層帯のM7.0級の地震発生確率は30年以内に1%未満でした。  
地下に隠れていて、まだ見つからない活断層もあるとされており、大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている地域だけでなく、どこで、いつ大きな地震が起きてもおかしくないのです。

◆我が国の主な活断層  
※主要活断層帯の断層位置図  
(地震調査研究推進本部)をもとに内閣府作成



## 南海トラフ巨大地震・首都直下地震の被害想定

南海トラフ巨大地震・首都直下地震については、地震対策検討ワーキンググループ(中央防災会議「防災対策推進検討会議」に設置)が算出した被害想定によると、いずれの地震とも、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されています。

南海トラフ地震の被害想定区域【南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都府県】  
茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

首都直下地震の被害想定区域【首都直下地震緊急対策区域を含む都府県】  
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡

	死者・行方不明者数	住宅全壊戸数
南海トラフ巨大地震	約32.3万人 <sup>※1</sup>	約238.6万棟 <sup>※2</sup> (東日本大震災の約20倍)
首都直下地震	約2.3万人 <sup>※2</sup>	約61万棟 <sup>※2</sup> (東日本大震災の約5倍)
(参考) 東日本大震災	22,118人 <sup>※3</sup>	12万1,768棟 <sup>※3</sup>

※南海トラフ巨大地震は平成25年3月時点のもの、首都直下地震は平成25年12月時点のもの。

※1 想定条件が冬・深夜、風速8m/秒  
※2 想定条件が冬・夕方、風速8m/秒  
※3 平成29年3月1日現在

もしも災害が起こったら...

# 住宅・生活再建にはこんなにお金がかかる

もしも大きな災害が起こって、お住まいの住宅が被害を受けた場合、修理や建て替えにかかる費用は大きなものとなります。公的な支援金や善意による義援金だけでは、住宅・生活再建には十分な金額とはいえません。

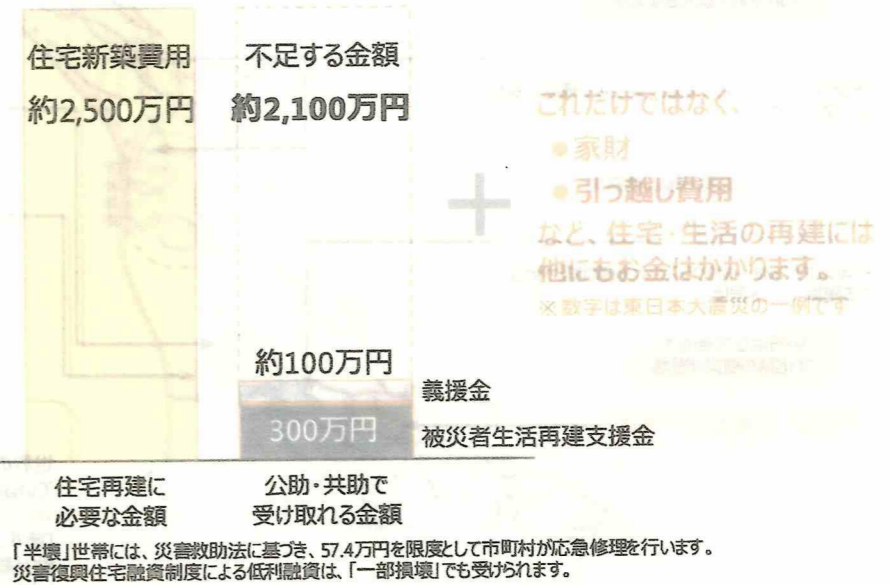
いざという時にスムーズに住宅・生活を再建するためには、保険・共済に加入するなど、『自助』による備えが重要となります。

※風水害・土砂災害や地震を保障する保険・共済に加入していれば、損害の程度に応じて保険金・共済金が支払われますが、加入する金額や契約の内容によっては、住宅を元通りに再建するための費用の全額が支払われないこともありますので、留意が必要です。

## 「全壊」被害からの住宅再建にはこれだけお金がかかる

東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均して約2,500万円です。それに対して公的支援として受給できるのは、善意による義援金をあわせても約400万円にとどまりました。

今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震では、推定全壊住宅は約238.6万棟となり、東日本大震災の約20倍になるとされています。



## 国や地方公共団体では、応急仮設住宅の建設や道路等のインフラ復旧にも大きな費用がかかる

### ◆復旧・復興費用の内訳

新潟県中越地震(平成16年10月)		経済損失(想定)額
被災者生活再建支援金	7,353 百万円	新潟県中越地震(平成16年) 約3兆円
住宅関連事業費	応急仮設住宅(建設)	熊本地震(平成28年) 約3.8兆円
	応急仮設住宅(借上げ)	東日本大震災(平成23年) 約16.9兆円
	応急修理	首都直下地震 約95.3兆円(想定)
	被災者向け公営住宅	南海トラフ巨大地震 約214.2兆円(想定)
小計	26,616 (3.6倍)	
インフラ関連事業費	道路など公共事業	113,120 (15.4倍)
合計	139,736 (19倍)	

※「中越地震 復興復興への道(後編)」(新潟県中越地震記録誌編集委員会編集)より引用。

新潟県中越地震では、被災者生活再建支援金の15.4倍の費用がインフラ関連に使われている

### ◆大規模災害の経済損失額(想定額)

災害	経済損失(想定)額
新潟県中越地震(平成16年)	約3兆円
熊本地震(平成28年)	約3.8兆円
東日本大震災(平成23年)	約16.9兆円
首都直下地震	約95.3兆円(想定)
南海トラフ巨大地震	約214.2兆円(想定)

※経済損失額は、新潟県(中越地震)、熊本県(熊本地震)、内閣府(東日本大震災、南海トラフ巨大地震、首都直下地震)による試算。

南海トラフ巨大地震の経済損失額は新潟県中越地震の70倍超!

## いざというときに備えて 保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に参加している方も補償対象・内容が十分か見直してみましょう。

### 持家世帯の保険・共済の加入件数・割合（建物のみ）（内閣府試算）

火災補償に比べ、水災補償や地震補償の加入割合は、まだまだ低い状況にあります。

火災補償あり	水災補償あり	地震補償あり
2,880万件（82%）	2,307万件（66%）	1,732万件（49%）

※損害保険料率算出機構資料（2015年度末における全保険会社の建物（住宅）を対象とした火災保険保有契約を集計）及び日本共済協会資料（2015年度末における J A 共済連、J F 共済連、全労済、全国生協連の建物（住宅）を対象とした共済保有契約を集計。住宅のみのデータ抽出が困難なものを除く）をもとに、内閣府試算

### 補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、台風や暴風雨などによって発生した洪水、高潮、土砂崩れなどの風水害、地震、津波、火山噴火による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスク（P5を参照）をしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。

また、建物被害の程度にかかわらず、家財が大きく被害を受け再購入が必要になる場合もあることから、持ち家の場合は、建物の補償と家財の補償の双方で備えることが望ましいでしょう。



### 補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります （詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、個々の共済団体に確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震、津波、火山の噴火は補償されませんので、それらに備えるためには、「地震保険」を付帯する必要があります。

また、マンションにお住まいの方は、管理組合などが共用部分の保険に加入しているか、確認してみましょう（保険・共済によっては、共用部分への補償を対象とした商品がない場合があります）。



## 災害リスクの情報を入手しよう

ご自宅周辺の地域の災害リスクを知ることは非常に重要です。災害の種類によって、様々な形で情報が発信されていますので、下記を参考に情報を収集してみましょう。

### 風水害・土砂災害リスクに関する情報

「風水害対策」（内閣府防災担当）

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html>

「洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ」（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/>

「各都道府県が公開している土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域」（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/river/sabo/link\\_dosya\\_kiken.html](https://www.mlit.go.jp/river/sabo/link_dosya_kiken.html)

その他、洪水、内水氾濫、高潮により浸水が想定される区域等に関する情報

### 地震リスクに関する情報

「地震に関する評価」（地震調査研究推進本部）

<http://www.jishin.go.jp/evaluation/>

「地震・津波対策」（内閣府防災担当）

<http://www.bousai.go.jp/jishin/index.html>

「都市圏活断層図」（国土地理院）

<http://www1.gsi.go.jp/geowww/bousai/menu.html>

「J-SHIS 地震ハザードステーション」（国立研究開発法人防災科学技術研究所）

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

その他、津波により浸水が想定される区域等に関する情報（地方公共団体）など

### 火山噴火災害リスクに関する情報

「火山対策」（内閣府防災担当）

<http://www.bousai.go.jp/kazan/index.html>

### その他自然災害全般に関するリスク情報等

「ハザードマップポータルサイト」（国土交通省）

※リスク情報の閲覧サイト。上記記載の情報も一部閲覧可能。

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

「主題図（地理調査）」（国土地理院）※土地条件図など

<http://www.gsi.go.jp/kikaku/index.html>

# 公的支援制度について

## 被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金（最大300万円）が支給されるものです。支給額は下記の「基礎支援金」「加算支援金」の合計額となります。（単身世帯の場合は金額がそれぞれ3/4となります。）

●住宅の被害程度に応じて支給される支援金（基礎支援金）

●住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金）

支給額	基礎支援金		加算支援金		
	全壊等	大規模半壊	建築・購入	補修	賃借（公営住宅除く）
	100万円	50万円	200万円	100万円	50万円

なお、「全壊等」には以下の世帯が含まれます。

- 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じた場合で、住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、または解体されるに至った世帯（解体世帯）
- 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

※地方公共団体によっては、住宅被害を受けた世帯等に対し独自に支援金等を支給する制度を設けている場合があります。

## 住宅の応急修理（災害救助法）

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分の応急的に修理するものです。市町村が業者に委託して実施します。修理限度額は1世帯当たり57.4万円（平成29年度基準）。災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象。

- ①災害により住宅が半壊または半焼した方
- ②応急仮設住宅等に入居していない方
- ③自ら修理する資力のない方（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）

## 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

災害で罹災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給するもの。住宅を建設する場合の融資限度額（基本融資額）1,650万円等、住宅再建方法により融資限度額、返済期間等が異なります。

# 関連制度等について

## 全壊した住宅の公費負担による撤去（災害廃棄物処理事業の一環）

災害により生じた廃棄物は生活環境の保全のため、原則として市町村が公費負担で処理を行います（これを災害廃棄物処理事業と呼びます）。被災した住宅の解体・撤去は所有者負担が原則ですが、全壊した住宅の撤去については、市町村が行う災害廃棄物処理事業の一環（いわゆるガレキ処理）として所有者の承諾を得て公費負担による撤去が行われる場合があります。

## 義援金

公的支援ではありませんが、被災住宅の再建等に活用が可能です。ただし、集められた義援金等を被災世帯数に応じて分配することとなるため、被害が広範囲になるほど、1世帯当たりの分配額は少なくなる傾向があります。

# 自然災害への備えは万全ですか？ チェックしてみよう！

## 災害リスクを正しく認識しよう

Q ご自宅のある場所に、どんな災害のリスクがあるか理解していますか？

お住まいの市区町村などが公表している災害リスクに関する情報（水害ハザードマップ、津波浸水想定区域図、火山防災マップ、土砂災害警戒区域図など）を確認し、自宅のある場所にどんな災害リスクがあるのか確認しましょう。また、災害時にどこに避難すればいいのかも確認し、家族で話し合しましょう。

## 災害に強い家にしよう

Q ご自宅の免震性・耐震性・耐火性は十分ですか？

免震性・耐震性・耐火性に優れた住宅は、自然災害による被害を最小限に食い止め、家族や財産を守るうえで非常に重要です。耐震診断や、必要に応じて耐震補強を実施しましょう。また、家具の固定や、配置の工夫を行うことや、地震の揺れを感知して電気を自動的に止める「感震ブレーカー」も有効です。

### <被災前に活用できる制度>

- 住宅の耐震化に関する補助（耐震診断等）…耐震診断や耐震改修等に係る所有者の負担の軽減を図り、住宅・建築物の耐震化を促進するため、国（国土交通省）や地方公共団体では、様々な支援制度を設けています。
- 地震保険料控除制度…契約者が支払った保険料・共済掛金のうち所定の金額について税法上の地震保険料控除の対象となり、所得税（最大5万円）・個人住民税（最大2万5千円）について課税所得額から控除されます。

## 生活再建に必要なお金を知ろう

Q 万が一住宅が被害を受けた場合、再建にどのくらい費用がかかるか知っていますか？

過去の多くの災害では、保険・共済に入っていないために住宅再建が非常に困難になった被災者がたくさんいらっしゃいます。住宅が被害を受けた場合に使える公的な支援制度もありますが、それだけで住宅再建が出来るものではありません。生活の再建には家財の再取得も必要になります。いざという時のために、再建費用を試算し、保険・共済による備えを検討してみましょう。

## 保険・共済の内容を知ろう

Q 保険・共済の補償対象・補償内容を理解していますか？

被災時に支払われる保険金・共済金の額は被害の程度や災害の種類によっても異なります。保険・共済の補償対象・補償内容をよく確認して、ご自宅のリスクに見合った保険・共済を選びましょう。

※保険・共済には、住宅や家財を新価（再調達価額）で評価するものと、時価（経年による劣化を考慮した額）で評価するものがあります。時価を基準として契約した場合には、保険金・共済金だけでは復旧に必要な費用の全額をまかなえない可能性があります。（地震保険の契約金額は、法律に基づき火災保険の契約金額の30～50%の範囲内で設定します。その他、契約内容によって補償額に制限がある場合があります）

### 我が家が大きな地震に襲われる可能性ってどれくらいあるの？

ご自宅の地震リスクがわからないという場合には、防災科学技術研究所の「J-SHIS Map」をご活用ください。住所を入力するだけで、その地点の地震リスクが表示されるシステムです。

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>

イメージ▶

## 災害への備え 普段からの準備が大切

### ！ 持ち出し品を準備しておく

飲料水、非常食、軍手、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、洗面用具、乳幼児がいる方は哺乳瓶や紙おむつ等をあらかじめリュックサックに入れておくなどし、貴重品と併せて持ち出せるように準備しておきましょう。

### ！ 非常時のために食料や物資を備蓄しておく

各家庭で最低3日間、できれば一週間過ごせるよう、飲料水（一人1日3リットル）、食料等を備蓄しておきましょう。保存期間の長い普段の食料を多めに買って置き、期限の近いものから消費、使った分を買い足す「ローリング・ストック方式」も効果的です。また、カセットコンロや下着、トイレットペーパー、携帯トイレ等も備蓄してあるといざというときに役立ちます。

### ！ 非常時の連絡先や集合場所を家族・親族で確認しておく

普段から、家族・親族間で災害時の安否確認方法や集合場所等を確認しましょう。また、「171災害用伝言ダイヤル」などのサービスを活用しましょう。